



第 30 号

平成17年7月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

0547 36-0984

FAX 0547 36-0830



もえぎ
萌葱色に織りなす

豊かな大茶園

目 次

ごあいさつ	2
総代会報告、総代選挙について	3
平成15年度決算、平成17年度予算	4
県営畑総事業について	5
組合の設立状況	6
組合員の皆さまへ	7
農地転用等について	8

「あいさつ」



牧之原畑地総合整備
土地改良区
理事長 和田秀雄



火災消火の時、ファームポンドから吸水した消防車（実例写真）

組合員の皆さまをはじめ、国・県並びに関係市町ご当局的皆さまには、日頃から牧之原畑総事業の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

牧之原地域の畑地農業の基幹である茶業をみてみますと、本年の一番茶は春先の低温気象の影響で、摘採が例年より四、五日程度の遅れ、収量は例年に比べ若干の増収、良質であったものの、価格面では生産者にとって厳しいものでした。

二番茶・三番茶は、昨今の健康ブームによる緑茶飲料用の需要の伸びが期待されるものの、一方、中国茶との競合を強いられているのも現実です。

いずれにせよ、この牧之原で生産されるお茶は、これまで各自治体が重点施策として整備を進めておられる生産基盤に支えられ、それぞれが特色ある良質茶を生み、確固たるブランド名を育ん

できました。

本事業により

着実にその成果が

中でも着工以来三十二年を経過した牧之原全地域の茶業のさらなる発展に不可欠な本事業により整備された、組合員の方々に有効に活用して頂く大切な牧之原農業用水を適切に配分・供給する農業水利施設や農道、排水路、区画整理などは、着実にその成果を発揮してきております。

牧之原農水は地域住民の

「くらしの水」としても

ことに農業水利施設で配分・供給される牧之原農業用水は、今や単に農業生産のためだけでなく、古来より水利に恵まれていない牧之原台地にとって、防火用水や非常時の水など、多面的機能を発揮する地域住民の「くらしの水」としての大きな位置づけとなつてきています。

当土地改良区といたしましては、農水省の多面的機能を支援す

る国営造成施設管理体制事業の継続採択をうけ、県や関係市町ご当局的指導を頂き、各地域の自治や防災に関わる方々と地域の民政安定のため、牧之原農業用水の非常時の防火用水利用について、より具体的な役割と位置づけのお話を進めてまいりたいと考えております。

昨年度からの県営畑総事業の一巨完了の続きも、県のご指導を頂き順次各地区から進めており、関係組合員のご協力を得て、順調にその手続きが行われているところですが、今なお一部において未

着水の地域もあり、地元要望に添うべく予算の確保に努めてまいりたいと存じております。

「建設」の時代から

「管理」の時代へ

本年は、総代・役員の方々の四年間の任期満了の節目の年であり、大切な牧之原農業用水を配分・供給する農業水利施設は今までの「建設の時代」から「管理の時代」への移行の時期でもあります。

今後とも、土地改良区の運営に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

着任のごあいさつ



静岡県牧之原
農業用水建設事務所
所長 荻野博己

組合員の皆様方をはじめ、関係する市町の皆様には、牧之原畑総事業の推進にあたり日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

最近の茶業を取り巻く情勢は、他地域との産地表示問題や市場取引価格の伸び悩みなど、厳しさを増してきております。

このようなか、全国の茶産地を代表する牧之原地域では、昭和四

十八年に畑総事業に着手し、畑かん施設や農道、区画整理など生産基盤の整備を促進してきました。

その結果、現在の着水率は九十七%に達し、灌水、防除、凍霜害用と多目的に利用されております。

安全、安心な良質茶の安定生産には、これらの生産基盤整備を通じた担い手農業者の育成や農地利用集積など経営基盤の強化が不可欠であります。

今後とも職員一同、組合員の皆様方と密接な連携に努め、早期完成を目指し事業推進に努力してまいりますので、引き続き変わらぬご支援ご協力をお願い申し上げます。

平成十六年度 通常総代会報告

全議案とも原案のとおり可決

平成十六年度通常総代会が、三月二十九日に午前九時三十分から金谷夢づくり会館において開催されました。

総代会は、桜井副理事長の開会の辞に始まり、和田理事長が挨拶を行った後、今回は理事長表彰をはじめ、続いてご臨席を頂いた多くの来賓を代表して西原県議会議員、北村県農業水産部長代理の藤田農山村整備総室長からそれぞれ祝辞が述べられました。

議事は、議長に島田市の大塚聡総代が選出され、上程された承認案件の「十五年度事業報告」ほか、



十四件、議決議案の「定款及び規約の一部改正」ほか十議案の全議案が原案のとおり可決されました。

また、報告事項として、県営畑総牧之原御前崎地区の計画変更、牧之原朝比奈地区の新規事業の施行などが報告されました。

最後に、黒田副理事長の閉会の辞により総代会は滞りなく終了しました。

理事長表彰

組合代表者二名と四組合に

十六年度総代会において、畑地用水組合の代表として長年貢献された個人の三名の方と、同じく長年にわたり健全な組合運営を続けている四組合に対して、和田理事長より賞状と記念品がそれぞれの受賞者に手渡されました。

業者に感謝状も

また、今回は農業水利施設の突発的な事故等に適切な措置を講じ、災害を未然に防止する等、土地改良区の管理業務に献身的に協力をした業者に感謝状が贈られました。

この表彰は、土地改良区表彰規程第二条の規定に基づき、表彰審議会が審査され理事長が総代会において表彰されたものです。

受賞された方々(敬称略)



(写真、右から、左の掲載者名のとおり)

感謝状	組合賞	個人賞
協和水道株式会社	木原沢畑地用水組合(掛川地区) 棚草原畑地用水組合(菊川地区) 安田原畑地用水組合(金谷地区) 菊川畑地用水組合(金谷地区)	土井 春男 (菊川棚草原畑地用水組合長) 植田 浩史 (小笠古谷原畑地用水組合長) 紅林 惇 (相良清水原畑地用水組合長)

総代選挙について

選挙管理委員会が管理

今年は、八月に総代さんの任期満了の年となります。

総代さんを選ぶには、土地改良法第二十三条の四項の規定により、島田市選挙管理委員会を主選管に各選挙区ごとの選挙管理委員会の管理のもとに実施されます。

五選挙区から百二名が

今回の総代会において、市町合併にともない従来の九区であった選挙区が五区に改正され、総代定数の百三名は従来と変わらず選挙されることとなっています。

総代会は議決機関

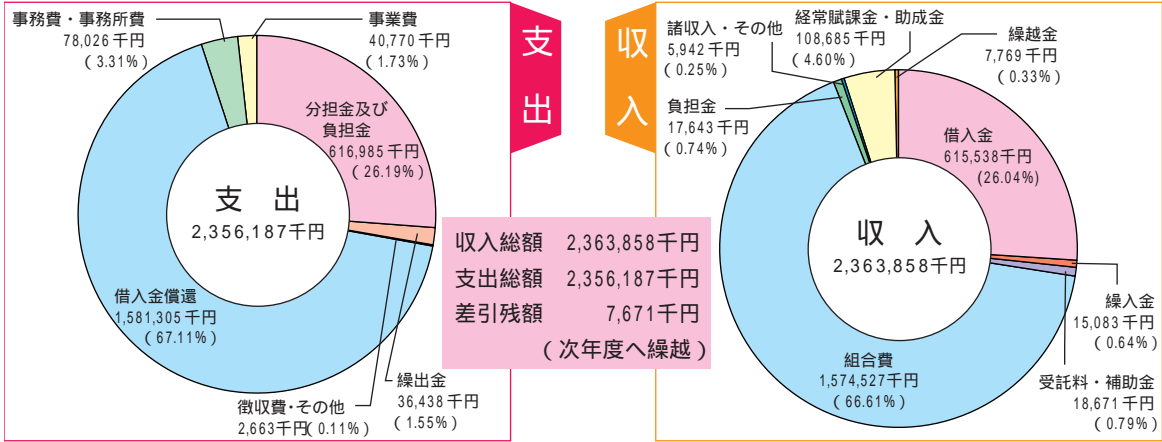
選出された総代さんの仕事は、各地域関係組合員の代表として、総代会において土地改良区運営に係る重要な事項の審議する議決機関を有します。

選挙区	選挙の区域	総代数
第1区	島田市	22人
第2区	相良町 及び榛原町	42人
第3区	掛川市	6人
第4区	菊川市	19人
第5区	御前崎市	14人
合計		103人

決算

一般会計

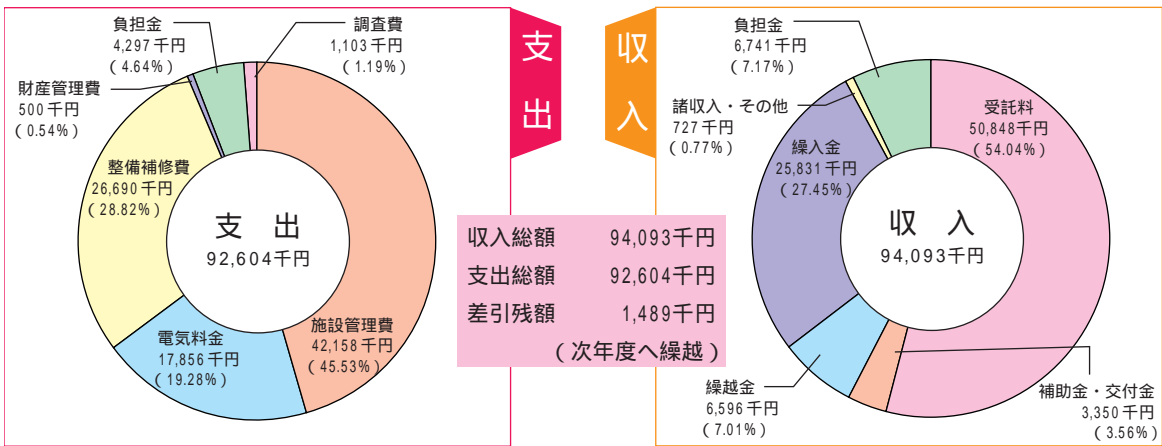
平成十五年



決算

管理費特別会計

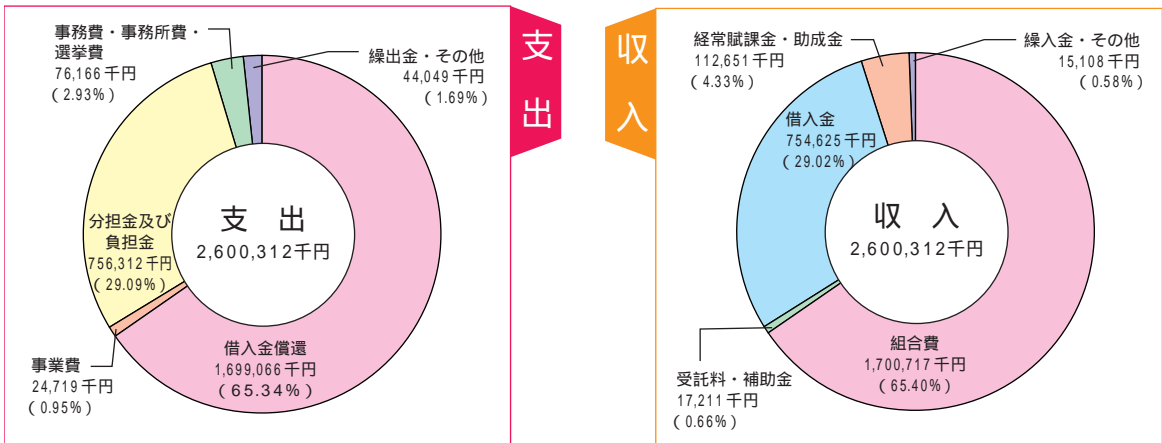
平成十五年



予算

一般会計

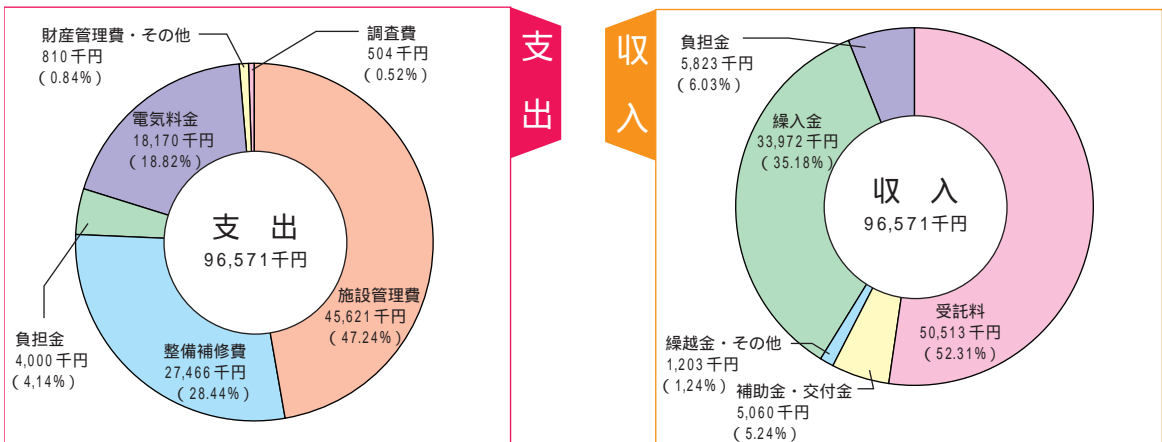
平成十七年度



予算

管理費特別会計

平成十七年度



県営畑総事業

平成十七年度予算と事業推進について

本年度当初予算は三十一億円

平成十七年度の総事業費は、千四百四十九億円、平成十六年度までに七百八十七億円を投資し、事業進度は六十九パーセントとなっております。

本年度当初予算は、対前年比九十六パーセントの三十一億円を執行することになっております。

事業の推進にあたっては、組合員の皆様方、改良区、市町との意見を調整し、限られた予算を効率的、重点的に執行し、効果の早期発現、事業の早期完了を目指してまいります。

畑かん整備水準の向上を

本事業は、昭和四十八年に着工以来、三十三年目を迎えました。

この間に事業で造成した施設は、農道二百六十一キロメートル、排水路二百十五キロメートルとなり、農業経営への利用だけでなく、広く一般住民の日常生活に欠くことのできない施設として、地域に果たしてきた効果は大変大きなものと考えております。

昨年は、七・八月に降水量が少

なかつたこともあり、川口取水口における年間取水量は、過去最大の四百十三万立方メートルとなり、水利用も着実に伸びております。

しかし一方、第二ステージである給水栓までの着水が、四十五パーセントにとどまっております。さらさら、さらに一層の効果的かつ多様な農業経営の発展を図るため、引き続き畑かん整備水準の向上を積極的に推進する必要があると考えております。

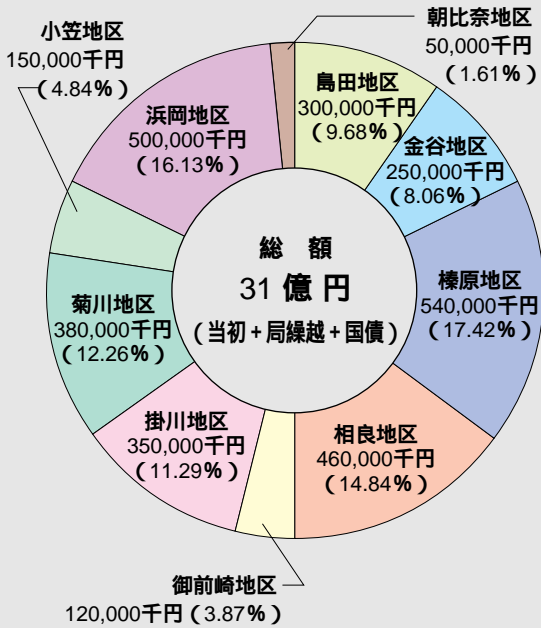
新たな整備計画の推進

近年の技術的進歩は勿論、消費

者ニーズの変化、公共投資への感心の高まりなど、農業や事業を取り巻く環境は大きく変化しております。本地区も時代の要請に的確に応えた基盤整備の推進を図る必要があることから、ここ数年、組合員の皆様に畑かんの末端整備に関する要望を聴取してまいりました。その結果を受けて残事業を整理し、御前崎、小笠両地区は計画変更手続きを行い、浜岡地区同様平成十八年度完了を目指しております。

また、事業の長期化が心配された浜岡地区については、第三ステージの一部を分割し、平成十七年度新規朝比奈地区として実施することとなりました。

平成17年度県営事業地区別執行予算額



この外の六地区についても、引き続き要望の聴取を進め、概ね平成十九年度までに一旦事業を完了するか、あるいは情勢の変化に対応した新



な事業計画を行い、新規地区を立ち上げる等の整理に取組んでまいります。

これらを進めるため、完了計画や新たな整備計画の策定、また担い手農業者への農地利用集積状況の把握等の作業にあたりましては、関係市町、改良区をはじめ、組合員の皆様の御意見を伺い、ご協力を得ながら取組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

静岡県牧の原農業用水建設事務所

技監兼事業課長

金原得純

畑地用水組合設立状況表

地区名	組合数				比較増減	
	H16.4月現在		H17.4月現在			
	組合	関係工区	組合	関係工区	組合	関係工区
島田	1	18	1	18		
金谷	14	20	16	22	2	2
榛原	30	33	34	37	4	4
相良	49	51	49	51		
御前崎	1	8	5	8	4	
掛川	18	21	18	21		
菊川	39	39	41	41	2	2
小笠	11	11	11	11		
浜岡	14	19	16	21	2	2
合計	177	220	191	230	14	10

御前崎・小笠地区では、当初計画の全工区で組合が設立されました。

畑地用水組合の設立数百九十一組合に

本年度当初における畑地用水組合の設立数は、表のとおり百九十一組合（関係二百三十工区）となりました。

用水組合の設立は、「水」利用が可能となると、関係組合員の総意により設立されるもので、運営等領等は土地改良区の規定に定められており、基本的にファームポンド以降の施設は組合で管理することとなっています。

十六年度

十四組合が設立

平成十六年度において、新たに十四箇所（農業用貯水槽（ファームポンド）が建設され、それぞれの貯水槽に大井川の水が充水され、今後の貯水槽以降の水は、各々の施設形態に応じた組合によって運

営されることになりま

す。

新組合としてスタートする十三組合、従来からの組合を末端整備の進展と共に改組・合併した一組合の皆さまには、組合の円滑な運営と牧之原農業用水並びに施設の有効利用を図り、茶処牧之原の良質なお茶の生産へのさらなる発展をご期待申し上げます。

畑地用水組合の必要性



土地改良区の施設管理区分から

規程により、貯水槽以下の施設については、工区単位に管理していただくことになっていきます。

有効な水利用のため

組合員がより使いやすい水の使い方を決めておく必要があります。

施設の維持管理のため

将来にわたって正常な状態で施設を維持していく必要があります。

用水経費の負担のため

水利用開始に伴い、貯水槽まで

新畑地用水組合紹介

組合名	地区名	関係工区	設立年月日	代表者名
アオキバラ 金谷青木原畑地用水組合	金谷	18・19	H16.4.2	鈴木利政
金谷16工区畑地用水組合		16	H16.4.6	仲田正夫
ウトロバラ 宇戸呂原畑地用水組合		9	H17.3.22	村上克郎
ナカハラ 金谷中原畑地用水組合		27	H17.3.28	持塚忠晴
カマトギ 鎌研畑地用水組合		12	H17.3.31	石神聖次
サカグチ 坂口5畑地用水組合	榛原	5	H16.8.18	牧田昌彦
ミカガヤ 三亀ヶ谷畑地用水組合		13	H16.8.30	齊藤明雄
サカベ 坂部41畑地用水組合		41	H17.2.25	須藤鏡男
43畑地用水組合		43	H17.3.18	大井源太郎
御前崎第3・4・8工区畑地用水組合	御前崎	3・4・8	H16.8.26	増田隆史
ニオウツジ 20工区仁王辻畑地用水組合	菊川	20	H16.9.13	鈴木正三
クラサワ 倉沢1-1畑地用水組合		1-1	H17.3.10	堀 治夫
ダイジンバラ 大陣原畑地用水組合	浜岡	19	H17.1.24	横田 茂
ナカダバラ 中田原畑地用水組合		18	H17.1.31	植田祐介
計	14組合	17工区		

組合名称は、それぞれの関係組合員の総意のもとに名付けられます。

事業賦課金のとりまとめのため

に送られてくる水については、揚水や送水にかかる電気代等の経費がかかります。

畑地用水事業の第二・第三ステップの工事費用分については、組合員負担もかかり、着工の翌年度からは償還が始まることになりま



施設を末永く維持するために

～組合員の皆さまへ～

牧之原畑総事業も着工以来三十余年を経過し、牧之原台地周辺には二百一十箇所の農業用貯水槽（ファームポンド）ができております。

この水は、大井川上流の本川根町に建設された長島ダムに貯水されたものが、牧之原揚水機場（島田市大代地先）を経て、牧之原台地に揚水され、二百一十箇所の各貯水槽に配水されたあと、農家の茶畑・普通畑・ハウス等に利用されるものです。

先人達の長年の悲願であった大井川の水が、牧之原台地に揚がった訳です。この水を将来にわたり、有効に利用して頂くためには、貯水施設を適切に管理していくことが、用水組合の大切な役割の一つです。

九月三日は「草の日」???

農業水利施設は、お茶にとって大切な水を供給してくれる施設財産であり、また一方では地域の防火用水等も担う地域の財産でもあります。

一年に一度、草刈りの日を設け

て、組合、及び地域で一斉に

実施することも考えたらどうでしょう。
施設を末永く維持するために皆さんで、貯水槽周りの草刈りを実施し、水の大切さを認識するとともに、誰もが使いやすい施設にしておきましょう。

農業水利施設はみんなの財産。
いつも使いやすく
きれいにしましょう。



休日・夜間の
緊急時連絡先

休日・夜間の
漏水事故等の緊急時には

(0547)
36-8000

に連絡を...



ファームポンドの清掃は

機械設備の事故防止に

ファームポンドの清掃をすることにより、藻やシジミの発生を防ぐと共に、ポンプなどの機械設備の故障も予防し、更に耐用年数にのびることもつながります。

又、汚泥による悪臭も取り除き、周囲の環境にもよい結果を生み出します。



改良区では清掃機材の貸出を

土地改良区では、施設の適正なる管理対策の一つとして、各ファームポンドは二から三年に一度の清掃をするよう進めており、希望する用水組合には水中ポンプ・高圧洗浄機などの貸出をしております。

借用を希望する組合はお気軽に土地改良区へ申し出てください。



貸出をしている機材

施設管理事故と保険について 施設の事故報告は早めに!

畑地用水施設で適正な管理をしていて、事故が発生した場合、通常では管理組合に修理をお願いすることとなりますが、施設保険に加入している場合で保険請求をしようとするときは、先ず事故報告が必要となります。

その場合、なるべく早めに土地改良区へ報告をしてください。

報告が遅れますと、折角の保険金を受けられなくなることもありますので注意してください。

なお、報告には左記のものが必要となります。

①()事故の日時()どこで・何が・どうなったか等を整理した報告書

②事故状況のわかる写真

③損害額(修理の見積書)

詳しくは、土地改良区へお尋ね下さい。



農地転用について

決済金単価の改正について

このたび、決済金単価が改正されました。

今回の単価改正要因は、県営事業借入金（過年度分）及び国営事業地元負担金の借換による決済金対象額の変更や、平成十三年度完了の長島ダム建設事業地元負担金の確定に対処するもので、改正単価は、各地区とも、旧単価に比べ総体的に下がりました。

この改正単価は、昨年の担当課長会議、運営協議会で協議検討され、理事会の議決を経て、平成十

このような場合は
土地改良区の手続きが
必要です。



六年度通常総代会で議決され、平成十七年四月一日より適用となっております。

この農地転用決済は、受益農地の農地以外の用途への転用による受益面積の減による、残存受益農地（組合員）の負担増を回避し公平な負担を保持するために設けられていますので、転用決済について、ご理解、ご協力をお願い致します。

農地を転用する場合は 改良区の手続きを

牧之原畑総事業の受益地を農地以外に転用する場合には、農振農用地区域の除外認可を受けた上で、土地改良区への農地転用手続きが必要で

この転用手続きを行わないと、農地法第四条及び第五条の申請をする際に土地改良区が交付する意見書が添付されないため農地法が許可になりません。
受益地の転用をされる場合は、必ず土地改良区・業務課までご相談ください。

公共事業による転用も 改良区との協議が必要です

公共事業によって受益地が転用される場合があります。
事例として、国・県・市町道の

◎新営移譲年金を受給する場合（変更手続きが完了していませんと農業委員会に提出する「葬名義の変更等に関する議決書類」の手続きができません。）
◎農地の売買、贈与、交換等の所有権を移転した場合 <様式-1>

組合員資格得喪通知書 (3, 11総開)

平成 年 月 日

牧之原畑総組合員資格土地改良区理事長 様

下記により組合員資格が得喪しましたから土地改良区第43条の規定により通知します。

1. 資格得喪の期日及びその日付：期日とする区別に日付を記入して下さい。
 (1) 新営 年 月 日 日農地法第43条の規定により得喪があった為。
 (2) 移譲 (移譲年額・元金・文書・記録・簿類) 年 月 日 日農地法第43条の規定により得喪があった為。 (原簿「元金」・簿類)
 (3) 交換 (元金・簿類) 年 月 日 日農地法第43条の規定により得喪があった為。

2. 資格得喪の受益となる土地

地 区	大字	字	地 番	地 目	地 積	所有権者	取得年月日

※「1」の場合、農地法第43条の規定に基づき、地積取得年月日を記入して下さい。

◎農地を農地以外に変更した場合（農地転用） <様式-2>

組合員資格得喪通知書 (4, 5総)

平成 年 月 日

牧之原畑総組合員資格土地改良区理事長 様

下記により組合員資格が得喪しましたから土地改良区第43条の規定により通知します。

1. 資格得喪の期日及びその日付
平成 年 月 日 日農地法第43条の規定により得喪があった為。

2. 資格得喪の受益となる土地

地 区	大字	字	地 番	地 目	地 積	所有権者	取得年月日

※「1」の場合、農地法第43条の規定に基づき、地積取得年月日を記入して下さい。

得喪通知書の提出が 必要な場合とは

この手続きをされませんと、賦課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。

経営移譲年金を受給するとき
農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき
農地を農地以外に変更するとき
(農地転用)

なお、通知書は市町担当課・土地改良区に用意してあります。

組合員資格得喪通知書の 提出について

組合員資格に変更を生じた場合は、土地改良法第四十三条の規定により、組合員資格得喪通知書を